


所管部課	総務部 情報管理課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市福祉事務所長事務委任規則				
	部課機関	福祉部生活福祉課				
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年6月8日付け生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う生活保護法の一部改正に伴い、市が独自に個人番号を利用することができる事務及び個人番号の利用等に関し必要な事項について規定している「東大和市における個人番号の利用等に関する条例」を改正するものである。</p> <p>2 主な内容</p> <p>個人番号を利用することができる事務として、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を追加する。(別表第1の10の項、別表第2の10の項、別表第3の1の項)</p> <p>3 施行日 公布の日</p> <p>4 影響及び効果</p> <p>個人番号を活用して、市民サービスの向上、行政運営の効率化が図られる。</p>						
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成30年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。